

お知らせ

諸規約・諸規程 一部改訂のお知らせ

総務委員会

2022年度第5回理事会(2023年1月21日開催)にて、以下のとおり諸規約・諸規程が一部改訂となりましたのでご案内します。なお、現在施行されている諸規約・諸規程の全文は、ホームページの [学会について](#) ⇒ [定款および諸規約・諸規程](#) からご覧いただけます。

■研究倫理規程(2023年3月1日施行)

(改訂の概要)

- ①人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に整合させ、倫理指針に記載のある用語の説明等は倫理規程から削除。
- ②倫理に関する規程、内規等の見直しを図り、研究者(会員・非会員)が倫理のルールを把握しやすい形式にスリム化を図った。
 - 倫理規程⇒研究倫理規程に改訂
倫理審査委員会について、新たに「倫理審査委員会に関する規程」を制定
研究以外の倫理や不正の調査に関しては、コンプライアンス委員会に委譲
 - 倫理規程ガイドライン⇒研究倫理規程ガイダンスに改訂
 - 研究の倫理審査における倫理規程の運用内規⇒内容を研究倫理規程およびガイダンスに記載するため廃止
- ③最終的に研究倫理規程ガイダンスだけで全てが網羅的に確認できるようにした。

改訂後の規程全文は下記のとおり。(主な改訂箇所はアンダーライン)

研究倫理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条に定める事業のうち、本学会における学術研究活動の諸行為についての研究倫理に関して行動規範を示し、適正を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学会における学術研究活動に関連した研究倫理における次の事項に適用する。

- (1)「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(以下「倫理指針」という)の適用範囲である研究、および倫理指針適用外であっても本規程の適用となる研究・発表
- (2)学会誌への投稿および学術集会における発表
- (3)学術研究活動と関連した不正行為への対応
- (4)学術研究活動と関連した利益相反の管理
- (5)研究倫理に関する各委員会の担務と連携
- (6)その他、教育、広報、他団体との連携

(研究者としての責務)

第3条 研究者は、すべての人間の基本的権利を認め、適正に学術研究および学会活動を行う。

2. 研究者は、あらゆる場合において、研究対象者等の生命、健康、プライバシーおよび尊厳を守らなくてはならない。
3. 研究者は、人間以外の動物も含めたすべての生命の尊さを認め、環境や未来世代への影響も配慮し、放射線技術学における学術的活動とそれに関連する諸活動にたずさわる。
4. 研究者は、自らの研究・診療実践の活動が個人や社会に対して影響のあることを自覚し、自らの活動は不特定多数の個人または社会の利益向上に貢献することを目指すものとする。
5. 研究者は、倫理指針の適用範囲である研究を実施する場合には、個人情報保護に留意し、研究の対象となる人からインフォームド・コンセントを受ける等、適用される規則等に従い、必要に応じて事前に倫理審査委員会の承認および研究機関の長の許可を得なければならない。

第2章 細 則

(放射線技術研究における倫理)

第4条 研究者は、放射線を専門に取り扱う学術団体として、本規程第3条（研究者としての責務）に基づいて行動しなければならない。

2. 研究者は、研究対象者に対して、許容範囲を超える放射線被ばく、苦痛の範囲が社会的な許容範囲を超える肉体的・精神的苦痛を伴う行為、および医学的妥当性が認められない不必要な薬剤投与等の侵襲的な行為を行ってはならない。
3. 前項の許容範囲などについては、倫理指針等の規則が定める倫理審査委員会等で判断するものとするが、この判断が学会の観点から問題があると考えられる場合には、登録演題や投稿論文に対する本学会の手順に基づく審査を行い、その審査結果を受けた対応が求められる場合がある。なお、放射線被ばくの許容範囲に関しては、ICRP Publication 62などを参考にする。
4. 研究者は、観察者実験を実施する場合には、観察者が倫理指針における研究対象者に該当しない場合であっても、不利益を被らないよう配慮することを説明し、同意を得るとともに、発表時の個人情報保護に留意しなければならない。

(発表倫理の原則)

第5条 研究者、査読者、学術集会または学会誌を運営する者は、発表内容における著者資格の適切性、正確性、明確性、再現性、偏りのない公正性の確保のため、国際的または国内的に標準とされる基準を遵守しなければならない。

2. 研究者は、本学会への論文投稿や演題登録にあたり、本規程を遵守するとともに、求められる申告を事実に基づき正しく行わなければならない。また、審査の段階で問い合わせがあった場合には、誠実に対応しなければならない。
3. 研究者は、研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、許容されない重複発表などの不正行為を行ってはならず、またそのような行為に加担してはならない。
4. 会員は、前項に示すような行為を発見した場合には、遅滞なく代表理事に報告しなくてはならない。

(利益相反)

第6条 研究者は、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest: COI）の管理に関する指針」（厚生労働省、平成20年3月発行、平成30年6月一部改正）および「日本医学会 COI 管理ガイドライン 2022」（日本医学会利益相反委員会 2022年3月）に準拠し、研究の公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要がある。

2. 利益相反とは、経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念される事態をいう。
3. 研究者は、研究または学術発表を行う場合に企業等から金銭・物品・株式等の供与を受けるときは、それを公開しなければならない。
4. 研究者は、科学的中立性が損なわれる可能性がある場合は、企業名や、特定の企業を同定できる語句を研究のテーマや、学術発表のタイトルに含めてはならない。
5. 本学会の役職員等が事業運営を公正かつ効率的に行うための利益相反に係る審査および管理は総務委員会において行う。研究実施における利益相反の審査は倫理審査委員会、演題応募における利益相反の審査はプログラム委員会、および論文投稿における利益相反の審査は編集委員会（RPT 編集委員会を含む）が行う。

(各委員会の担務と連携)

第7条 研究倫理に関する各委員会の担務と連携は次の通りとする。

(1) 倫理審査委員会

倫理指針に示される倫理審査を担務とする。倫理審査委員会の設置、責務、運営については「倫理審査委員会に関する規程」による。本学会の論文審査もしくは学術大会等の演題審査において倫理指針関連の疑義が生じた場合、倫理関連小委員会の依頼に応じて審議を行うことがある。

(2) コンプライアンス委員会

研究倫理規程に関連したコンプライアンス違反は、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会に関する規程」に従って対応する。

(3) 倫理関連小委員会

コンプライアンス委員会の配下で倫理関連の活動を行う小委員会である。会員（委員会活動その他の学会活動を含む）や市民からの倫理に関する相談に対応する。小委員会では対応が難しい案件において、倫理指針関連の

解釈に関する審議は倫理審査委員会に依頼し、不正に関することはコンプライアンス委員会に依頼する。

(4) プログラム委員会、編集委員会 (RPT 編集委員会を含む)

研究者からの演題応募もしくは論文投稿を受ける委員会である。これらの委員会で研究倫理に関する疑義が生じた場合には、倫理関連小委員会に問い合わせを行い、解決を図る。

付 則

1. この規程は、理事会の議決により改訂することができる。
2. この規程は、平成 23 年 11 月 23 日開催の理事会承認により平成 24 年度事業より適用する。

2023 年 3 月 1 日 一部改訂

■倫理審査委員会に関する規程 【新規】 (2023 年 3 月 1 日施行)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 4 条ならびに委員会設置および運営に関する規程に基づき、その他の委員会として設置する倫理審査委員会の業務範囲について定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、倫理審査委員会の位置付け、編成、業務範囲ならびに担務などの必要事項について適用する。

(倫理審査委員会の位置付け)

第 3 条 倫理審査委員会は、委員会設置および運営に関する規程に準じて、その他の委員会として設ける。

2. 倫理審査委員会は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(以下「倫理指針」という)および研究倫理規程に基づき、人を対象とする研究が適正かつ円滑に実施されるよう審査することを目的とする。また、本学会の論文審査もしくは学術大会等の演題審査において倫理指針関連の疑義が生じた場合、倫理関連小委員会の依頼に応じて審議を行うことがある。

第 2 章 細 則

(倫理審査委員会の編成)

第 4 条 倫理審査委員会の委員構成は、次に掲げる委員によって編成する。

- (1) 委員長 (副代表理事)
 - (2) 副委員長
 - (3) 理事を含む会員 6 名程度
 - (4) 医学・医療の専門家、自然科学の有識者 若干名
 - (5) 人文・社会科学 (倫理・法律を含む) の有識者 若干名
 - (6) 一般の立場から意見を述べる者 若干名
 - (7) 会員以外の有識者 若干名
 - (8) その他、必要と認めたる者
2. 前項第 2 号から第 8 号までの委員は委員長 (副代表理事) の推薦により理事会の承認を得る。
 3. 倫理審査委員会は、男女両性の委員で構成されなければならない。

(任 期)

第 5 条 前条第 1 項第 2 号から第 8 号までの委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の委員は、再任することができる。

(委員長および招集)

第 6 条 委員長は、倫理審査もしくは審議の依頼を受けた場合に、倫理審査委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議 事)

第 7 条 倫理審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2. 審査対象となる研究計画に関係のある委員は、当該研究計画の審査および議決に加わることができない。
3. 倫理審査委員会が必要と認めるときは、実施責任者および関係者の出席を求め、研究計画の内容等について説明を求めることができる。
4. 倫理審査委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決定するよう努めなければならない。全会一致が困難な場合には、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、4 分の 3 以上の多数意見による議決とするこ

とができる。

5. 倫理審査委員会が審査を行った研究の審査資料については、当該研究の終了について報告された日から5年間保存しなければならない。
6. 倫理審査委員会の委員名簿、委員会開催状況および審査の概要については、年1回以上公表しなければならない。

(迅速審査)

第8条 委員長は、適用される法令・指針の規定に従い、あらかじめ委員長が指名する委員に迅速審査を行わせることができる。

2. 委員長は、迅速審査の結果について、全ての委員に報告するものとする。
3. 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、改めて倫理審査委員会の審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当な理由があると認めるときは、すみやかに倫理審査委員会を召集し、当該事項について審議しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 倫理審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

付 則

1. この規程は理事会の議決により改訂することができる。
2. この規程は2023年3月1日より施行する。

